

令和元年6月26日現在

機関番号：34420

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K02094

研究課題名(和文)空間のアーキテクチャと規制に関する疫学・地理学・社会学による融合型研究

研究課題名(英文)The Integrated research on space and regulation by epidemiology, geography and sociology

研究代表者

太田 健二(Ota, Kenji)

四天王寺大学・人文社会学部・准教授

研究者番号：60506997

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、健康増進法の改正前後の受動喫煙規制と改正風営法施行後の遊興空間規制という対照的なトピックを対比的に分析・考察してきた。前者に関しては、国営企業としてたばこ産業を育成してきた日本特有の背景や、屋内完全禁煙にした飲食店の実態の一端を明らかにした。後者に関しては、風営法で規制されてきたクラブがインバウンド消費拡大が見込める観光資源として期待される反面、カジノを含むIRのようなゾーニング的な地域規制の問題が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

受動喫煙規制と遊興空間規制、両者の問題の背景にあるのは、中間的コミュニティの空洞化や不寛容な社会的傾向である。受動喫煙においては煙や臭い、遊興空間規制においては騒音という空間的に遮断の難しいものが原因となっている。それらは、主観的な感覚によって受容態度が大きく異なるものだ。しかもモラルやマナーの問題と結びつき、何らかの調停で合意形成が図られるよりも、法や警察という公権力に依存して白黒をつけようとしている。その解決策は、ゾーニングという方向性が、あらためて中間的コミュニティを再構成する方向性に二極化しているが、その趨勢を見守る必要がある。

研究成果の概要(英文)：In this research project, we contrasted the contrasting topics of the regulation of passive smoking before and after the revision of the Health Promotion Act and the regulation of the open space after the revision of the Act on Enforcement Act. With regard to the former, we clarified some of the background unique to Japan that has fostered the tobacco industry as a state-owned enterprise, and one of the actual conditions of restaurants that have completely smoke-free indoors. As for the latter, although a club that has been regulated by the Fu-ei-ho(act on control and improvement of amusement business) is expected as a tourist resource that can be expected to expand inbound consumption, the problem of zoning regional regulation such as IR including casinos has become clear.

研究分野：社会学

キーワード：受動喫煙 風営法 ナイトタイムエコノミー 屋内禁煙 オリンピック インバウンド

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

「空間のアーキテクチャと規制に関する疫学・地理学・社会学による融合型研究」は、受動喫煙とクラブ(ダンス)という対照的な規制の動きに着目するところからスタートした。

受動喫煙に関しては、日本は世界に先駆けて規制に向けた動きを示してきた。平山雄による「夫の喫煙によって喫煙しない妻の肺がん死亡のリスクが上がる」(1981)という論文で受動喫煙のリスクがはじめて訴えられ、受動喫煙対策も、1992年の「労働安全衛生法」改正で快適な職場環境を形成することが事業者の努力義務とされ、2003年に施行された「健康増進法」の第二十五条において、職場のみならず「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者」に対し、受動喫煙防止に向けた措置が努力義務化された。2004年には、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(WHO Framework Convention on Tobacco Control: FCTC)が批准される。このように日本は、世界的に見ても受動喫煙に対する意識が遅れていたとは言えないにもかかわらず、WHOによれば「公共の場所(public places)」における日本の受動喫煙対策は、世界でも最低レベルだとされる。

2010年、クラブにかかわる傷害致死事件や大学生の大麻汚染などを背景に、周辺住民からの苦情もあり、大阪アメリカ村のクラブが「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(以下、風営法)違反(無許可営業)容疑で初摘発されたことに端を発し、クラブの摘発が急増する。そもそも、クラブは風俗営業の営業許可を取得せず、DJによるさまざまなイベントに空間を貸し出す形で発展してきた。こうした現状に法律がそぐわなくなっていると、2012年5月から風営法改正を目指す「Let's Dance 署名活動」が開始される。同署名活動は翌年までに155,879筆を集め、風営法の改正を目指す超党派の「ダンス文化推進議員連盟」を発足させるに至った。さらに2014年4月、その2年前に風営法違反(無許可営業)容疑で摘発されたクラブ「NOON」の裁判では、摘発当日の営業は風俗営業に該当しないと無罪判決が言い渡され、風営法改正に向けて動きが加速していく。そして、2015年6月にクラブなどダンスをさせる営業の終夜営業を認める改正風営法が成立し、2016年6月に施行された。このような風営法改正の経緯や背景について、永井良和『定本 風俗営業取締り』(2015)や神庭亮介『ルポ風営法改正』(2015)で取り上げられた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、2016年の改正風営法施行後の遊興空間規制と、改正案が審議中だった「健康増進法」(その後2018年に改正)による受動喫煙規制という対照的なトピックを、空間のアーキテクチャと規制という観点から対比的に分析・考察することである。それを通して、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けた日本社会の課題を浮き彫りにするとともに、それに対する具体的な対策の提言を図る。

3. 研究の方法

疫学・地理学・社会学といった多様な分野の研究者が集まり、定量的調査から定性的調査まで、学際融合的なアプローチによって、研究を進めた(具体的な研究方法は、以下の研究成果に詳述する)。

4. 研究成果

受動喫煙規制に関しては、以下のような研究成果があった。

まず、米国における食品医薬品局(FDA)によるたばこ規制の枠組み、および歴史について日本との比較検討を行い、米国では歴史的に政府とたばこ産業が独立した関係にあり、国営企業としてのたばこ産業を育成してきた日本とは大きく異なることが明らかとなった。その影響もあり、「健康増進法」の改正は、国際基準とはかけ離れた規制となったと考えられる(片野田, 2019, 『本当のたばこの話をしよう』ほか)。

また、公衆衛生的な問題より先に、モラルやマナーの問題として喫煙が規制されてきた経緯もある。それを象徴するのが、2002年、路上喫煙に対して初めて罰金を徴収することで話題になった「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」である。それは、喫煙による健康に対するリスクではなく、歩きたばこによる傷害や生活環境に関するマナーを理由に規制しようとするものだった(太田, 2018, 「空間における規制と文化」ほか)。

次に、屋内完全禁煙の飲食店を紹介するサイトを通じて、飲食店における禁煙化についての思いや売り上げの変化、客の反応などを収集した。特に喫煙可能から禁煙に変更した飲食店の店主にはインタビュー調査を実施(業種別に5店舗)し、年表形式でまとめた。また、インターネットの口コミサイトによる飲食店における喫煙状況の地域差を調べた。2010年に受動喫煙防止条例が日本で初めて施行された神奈川県における禁煙割合が18.8%と最も高く、次いで東京都が16.7%と高知県が5.2%と最も低かった。大都市圏や観光地での禁煙割合が高く、地方都市での禁煙割合が低いことが分かった。また、市区町村別の禁煙飲食店割合と総死亡率との相関分析において、禁煙飲食店の割合が低い地域において総死亡率が高い傾向がみられた。地域における飲食店の禁煙化に関する情報発信を住民や行政、各種団体と協働して行う一方で、これらの研究成果は最終年度の日本公衆衛生学会においてシンポジウムとして報告された(伊藤, 2017, 「民間口コミグルメサイトを用いた都道府県別・業種別の飲食店禁煙状況」ほか)。

さらに、主に政治やメディアの問題に視点を当て、日本の受動喫煙対策がなぜ進展しないのかを検討した。受動喫煙に関する新聞やネット記事などを定性的な手法で分析し、日本ではグローバルスタンダードである屋内全面禁煙という規制が受容されづらいことを解明した。そしてこの背景には、タバコ産業や財務省などの従来からのタバコ利権があることがあらためて浮き彫りになった（村田，2016，「誰のための奨学金か？」）。2020年に開催される東京オリンピックに向けていかなる進展があるかを見守っていく必要がある。

2018年4月に制定された東京都条例は、改正「健康増進法」より厳しく従業員のいる飲食店が対象となり84%の店舗が原則禁煙となる。2020年4月の改正「健康増進法」施行とあわせ、飲食店団体からは売上の減少を懸念した反対行動があるものの、これまでの研究成果からも、禁煙にすることで必ずしも売上が減少するわけではないことが明らかとなった。また、諸外国と異なり、路上喫煙規制が先行した東京都では、屋内を禁煙化することにより、屋外での喫煙との拮抗関係が周囲住民とのトラブルともなりかねず、法施行後のコンプライアンス面での課題が山積みとなる。若者を中心に広がる加熱式たばこや電子たばこへの規制も新たな重点課題である。

遊興空間規制については、以下のような研究成果があった。

2016年の改正風営法の施行後は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、インバウンド消費拡大が見込める観光資源としてクラブのようなナイトエンターテインメントに注目が集まった。渋谷では改正風営法施行とほぼ同じくして、夜の観光大使「ナイトアンバサダー」にクラブとクラブカルチャーを守る会の会長だった Zebra が就任、2017年4月には「時間市場創出推進（ナイトタイムエコノミー）議員連盟」が発足し、夜間の経済活動の活性化を図る動きが見られた。

一方で、2016年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が施行され、2018年7月には「特定複合観光施設区域整備法」が成立、カジノを含む統合型リゾート（IR）の実現に向けた動きも見られた。シンガポールやマカオ、ラスベガスモデルとしたIRは、2025年大阪・関西万博の開催が決まり、大阪に誘致する動きも本格化した。このIRにおけるナイトエンターテインメントとしてクラブが期待されていることも明らかになった。風営法改正後も、営業許可地域による規制によって、20年以上渋谷で営業を続けてきたクラブが摘発される事例もあり、ゾーニング的な規制が強まる懸念や、IRのなかのパッケージされたエンターテインメントとしてクラブが設置されることに創造的な文化として魅力が失われる懸念が浮き彫りになった（太田，2018，「空間における規制と文化」ほか）。

さらに、海外を含む複数の音楽フェスティバルを現地視察し、いくつかのフェスティバルでは主催者への聞き取り調査を実施した。国内外を問わず、それぞれの状況に応じて、主催者はアーキテクチャをデザインし、公共空間の管理に当たっている。そこには主催者や会場施設の事情や思想が大きく影響しているといえる。アメリカでは主催者はLLC（合同会社）であることが多く、州政府や市または会場の管理部署と契約し、主催者が地方自治体と交わした契約書が公開されている。日本はそこまで厳格ではないが、主催者は自治体の条例に従って空間管理やごみ処理などに関して関係部署との調整をおこなっている。また、日本は他国に比べて規範や自主性に訴える側面が強いのが特徴といえる（永井，2017，「音楽フェス」ほか）。

受動喫煙規制と遊興空間規制、両者の問題の背景にあるのは、中間的コミュニティの空洞化（あるいは調停的なアクターの不在）や現代社会の不寛容化にあると考えられる。受動喫煙においては煙や臭い、遊興空間規制においては騒音という空間的に遮断の難しいものが原因となっている。それらは、主観的な感覚によって受容態度が大きく異なる。行き過ぎた個人主義化は、主観的な好き嫌いでモラルやマナーの問題と結びつきながら、公権力を要請する。私的なコンフリクトにおいて、何らかの調停や話し合いで合意形成を図るのではなく、警察や法に依存してすぐにでも白黒をつけようとする。そういったことが、中間的コミュニティの空洞化であり、社会全体の不寛容化である。

こうした課題に対する解決策は、ゾーニングという方向性が、あらためて中間的コミュニティを再構成する方向性に二極化している。しかしながら、その趨勢は慎重に見守る必要があるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計12件)

片野田耕太，2017，「受動喫煙ってなんですか？」『保健体育教室』304巻:17-21. 査読なし
Tabuchi T, Goto A, Ito Y, Fukui K, Miyashiro I, Shinozaki T, 2017, “Smoking at the time of diagnosis and mortality in cancer patients: What benefit does the quitter gain?”, *Int J Cancer* 140: 1789-95. 査読あり
DOI: 10.1002/ijc.30601

Kinoshita FL, Ito Y, Morishima T, Miyashiro I, Nakayama T, 2017, “Sex differences in lung cancer survival: long-term trends using population-based cancer registry data in Osaka, Japan”, *Jpn J Clin Oncol* 47(9): 863-9. 査読あり

片野田耕太，2017，「喫煙による健康影響」『化学物質と環境』142: 6-8.

太田健二, 2018, 「空間における規制と文化: 2020年東京オリンピックに向けた音楽と喫煙をめぐる規制を事例に」『四天王寺大学紀要』65: 21-37. 査読あり

片野田耕太, 2018, 「受動喫煙: 分煙では防げない健康被害」『地方公務員安全と健康フォーラム』107: 6-11. 査読なし

片野田耕太, 2018, 「受動喫煙の健康被害」『医学のあゆみ』265(10): 855-859. 査読なし

Fukui K, Ito Y, Nakayama T, 2019, "Trends and projections of cancer mortality in Osaka, Japan from 1977 to 2032", *Jpn J Clin Oncol* 49: 383-388. 査読あり

DOI: 10.1093/jjco/hyy204

Yagi A, Ueda Y, Kakuda M, Tanaka Y, Ikeda S, Matsuzaki S, Kobayashi E, Morishima T, Miyashiro I, Fukui K, Ito Y, Nakayama T, Kimura T, 2019, "Epidemiological and clinical analyses of cervical cancer using data from the population-based Osaka cancer registry", *Cancer Res.* 79(6): 1252-9. 査読あり

DOI: 10.1158/0008-5472.can-18-3109

Morishima T, Matsumoto Y, Koeda N, Shimada H, Maruhama T, Matsuki D, Nakata K, Ito Y, Tabuchi T, Miyashiro I, 2019, "Impact of Comorbidities on Survival in Gastric, Colorectal, and Lung Cancer Patients", *J Epidemiol*: 29(3): 110-5. 査読あり

DOI: 10.2188/jea.JE20170241

Oze I, Ito H, Nishino Y, Hattori M, Nakayama T, Miyashiro I, Matsuo K, Ito Y, 2019, "Trends in Small-Cell Lung Cancer Survival in 1993-2006 Based on Population-Based Cancer Registry Data in Japan", *J Epidemiol*: [in press]. 査読あり

DOI: 10.2188/jea.JE20180112

Ota Kenji, 2019, "How was the dance culture regulated in Japan? The history of "Fu-ei-ho" (act on control and improvement of amusement business)" 『四天王寺大学紀要』67: 337-344. (研究ノート)

[学会発表](計 18 件)

村田陽平, 2016, 「誰のための奨学金か? : 日本のタバコ産業における教育戦略」日本禁煙学会第 10 回大会 (招待講演).

伊藤ゆり・福井敬祐・森島敏隆・中田佳世・田淵貴大・宮代勲ほか, 2016, 「地域がん登録データを活用した自府県のがん罹患・死亡の位置づけの評価 (シンポジウム)」第 75 回日本公衆衛生学会.

Ito Y, Fukui K, Yonejima M, Kondo N, Nakaya T, 2016, "Trends in areal socio-economic inequalities of mortality of all and main causes of death in Japan: 1995-2014", Society of Epidemiologic Association 49th Annual Meeting.

Ito Y, Fukui K, Nakaya T, Yonejima M, Yasumoto S, Kondo N, et al., 2016, "Trends in areal socio-economic inequalities of cancer mortality in Japan, based on national vital statistics from 2006 to 2014", UICC, World Cancer Congress.

本田瑛子・伊藤ゆりほか, 2017, 「民間口コミグルメサイトを用いた都道府県別・業種別の飲食店禁煙状況」第 76 回日本公衆衛生学会総会.

本田瑛子・伊藤ゆりほか, 2017, 「民間グルメサイトを活用した飲食店禁煙状況と総死亡・死因別死亡の関連」第 11 回日本禁煙学会.

粟谷佳司・太田健二・西村明美, 2017, ワークショップ「戦後日本の音楽空間についての文化研究」第 29 回日本ポピュラー音楽学会年次大会.

永井純一, 2017, 「僕らがフェスをする理由」078KOBE.

永井純一, 2017, 「ロックフェスと失われた 20 年: 「みんなで聴く」という快樂の孤独」イブニングソシオロジー~宵街社会学講座.

永井純一, 2017, 「そうだ、音楽フェスに行こう!」Sociology Bar 2.0.

片野田耕太, 2018, 「受動喫煙のエビデンス」第 16 回日本臨床腫瘍学会学術集会 (招待講演).

片野田耕太, 2018, シンポジウム「たばこ税・警告表示・広告規制への影響」第 77 回日本公衆衛生学会総会.

片野田耕太, 2019, 「国と東京都の受動喫煙防止法制化 その内容と経緯」第 83 回日本循環器学会学術集会 (招待講演、国内).

粟谷佳司・太田健二・平石貴士, 2019, ワークショップ「戦後日本における表現としての音楽文化」日本ポピュラー音楽学会第 30 回大会.

伊藤ゆり, 2018, 「地域における完全禁煙飲食店の普及活動: 完全禁煙飲食店登録サイトの活用 (シンポジウム 31: 飲食店における受動喫煙防止活動の推進)」第 77 回日本公衆衛生学会学術総会 (招待講演).

伊藤ゆり, 2018, 「がん登録の未来~患者・地域に解決をもたらすデータサイエンスへの進化のために~ 「地域ができること」. J-CIP シンポジウム『がん登録の現在と未来』」日本がん登録協議会第 27 回学術集会 (招待講演).

伊藤ゆり, 2018, 「S-1-2. Socio-economic inequalities in cancer survival in Japan」, シンポジウム 1 「がん疫学研究の未解決分野」がん予防学術大会 (招待講演).

南田勝也・木島由晶・永井純一・米田幸弘, 2018, ワークショップ「定量調査はポピュラー音楽の何をどこまで明らかにできるか: ジャンル・嗜好・コミュニケーションを中心に」日本ポピュラー音楽学会第30回大会.

〔図書〕(計 5 件)

永井純一, 2016, 『ロックフェスの社会学 個人化社会における祝祭をめぐって』ミネルヴァ書房.

永井純一, 2017, 「音楽フェス: インターネットが拡張するライブ体験」飯田豊・立石祥子編『現代メディア・イベント論: パブリック・ビューイングからゲーム実況まで』勁草書房: 73-108.

堀芽久美・片野田耕太, 2018, 「肺癌の疫学」三嶋理晃・高橋和久編『呼吸器疾患診断治療アプローチ 肺癌』中山書店: 2-4.

片野田耕太, 2019, 『本当のたばこの話をしよう: 毒なのか薬なのか』日本評論社.(240ページ).

太田健二, 2019, 「「コト消費」と「現場」: クラブカルチャーからみる「現場」の変容」粟谷佳司・太田健二編『表現文化の社会学入門』ミネルヴァ書房.(印刷中)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

屋内完全禁煙の美味しい飲食店を応援する登録サイト「ケムラン」(<https://quemlin.com/>)

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名: 片野田耕太
ローマ字氏名: (Katanoda Kota)
所属研究機関名: 国立研究開発法人国立がん研究センター
部局名: がん対策情報センター
職名: 部長
研究者番号(8桁): 00356263

研究分担者氏名: 村田陽平
ローマ字氏名: (Murata Yohei)
所属研究機関名: 近畿大学
部局名: 文芸学部
職名: 准教授
研究者番号(8桁): 10461021

研究分担者氏名: 伊藤ゆり
ローマ字氏名: (Ito Yuri)
所属研究機関名: 大阪医科大学
部局名: 研究支援センター

職名：准教授
研究者番号（8桁）：60585305

研究分担者氏名：永井純一
ローマ字氏名：(Nagai Junichi)
所属研究機関名：神戸山手大学
部局名：現代社会学部
職名：准教授
研究者番号（8桁）：90552828

(2)研究協力者

研究協力者氏名：埴淵知哉
ローマ字氏名：(Hanibuchi Tomoya)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。